指定施設における不在者投票について

　都道府県の選挙管理委員会から指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）が不在者投票事務を行うに当たり、次の様式１から様式６の提出等が必要です。

　また、施設等での不在者投票は、**指定施設のみすることができる**ので、**指定を受けていない施設等はできません**ので、ご注意ください。

１　様式１（公告）※Ａ４

　指定施設で不在者投票をする場合は、これを使用してください。

２　様式２（投票用紙・封筒請求依頼書）※Ａ４

　指定施設に入院・入所している選挙人からの当該指定施設で不在者投票をしたい旨の申し出があった場合に、これを使用してください。この書類は、指定施設で保管し、保管年限は、各指定施設の文書取扱の規定によることとします。

３　様式３（投票用紙・封筒請求書）※Ａ３

　指定施設で様式２をとりまとめ後、下関市選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求する場合に、これを使用してください。

　なお、２頁目以降は、「04\_様式３－１(２ページ目以降)」を使用してください。

４　様式４（不在者投票送致書）※Ａ４

　指定施設で不在者投票が終わった後、投票用紙等を送致する場合に、これを使用してください。

５　様式５（代理投票調）※Ａ４

　不在者投票を行った際、代理投票があった場合に、これを使用してください。

※　代理投票とは、心身の故障その他の事由のため、自ら候補者氏名等を投票用紙に記載することができない場合にさせることができるものです。

６　様式６（投票用紙等受領書（指定施設））※Ａ４

　投票用紙等の受取りの際（郵送希望される指定施設は不在者投票送致書等を

併せて送致すること）、これを使用してください。なお、受領者は請求者である

ので、必ず、請求書に記載のある請求者及び請求印を使用してください。